



家きん飼養者 様

飼養衛生管理基準のポイント 第7号

～ I-6 獣医師等の健康管理指導～

令和3年6月2日

こんにちは、県南家畜保健衛生所です。
今回は、「6 獣医師等の健康管理指導」についてです。

(基準本文)

6 農場ごとに、担当の獣医師又は診療施設（家畜保健衛生所と緊密に連絡を行っている者又は施設に限る。）を定め、定期的に当該獣医師又は診療施設から当該農場において飼養する家きんの健康管理について指導を受けること



なんで獣医師を決めとかないといけないの？

専門家の意見をききながら防疫体制を適切に維持していくことと、**伝染病の早期発見**をすることが目的なんじゃよ。



鶏をみってくれる獣医さんって思い当たらないなあ・・・。

そういう場合は、**家畜保健衛生所でもいいん**じゃ。
年に数回、飼養衛生管理の確認や検査にくるじゃろうから、その時にアドバイスを受けたらいいんじゃ。



近くにいない場合は地域の獣医さんじゃなくてもいい？

定期的に農場や飼養している鶏の状況を確認してもらえらなら、地域の獣医師でなくてもよいぞ。
最近は、スマートフォンやインターネットを使った写真や動画での確認もできるからのう。



他の農場がどうしてるかきいてみようかな。

アドバイスを受けたら、飼養衛生管理**マニュアルに反映**したり、**計画的な設備の改善**につなげていくんじゃよ。



何かご不明な点等ございましたら、下記まで御連絡ください
岩手県県南家畜保健衛生所 担当：中小家畜課
Tel：0197-23-3531 FAX：0197-23-3593
E-mail：CE0003@pref.iwate.jp

